

非指定電気通信設備との接続に関する契約約款の一部改正（案）

東西

旧

新

第1章 総則

(用語の定義)

第3条 この約款においては、次表の左欄の用語はそれぞれ右欄の意味で使用します。

用語	意味
1-34 (略)	
35 IPoE方式	IP通信網内における通信方式のうちPPPoE方式以外の方式

(定額制の網使用料の支払義務)

第15条の2

1～3 (略)

4 IP通信網県間区間伝送機能第6欄イ欄に適用する最低利用期間は、当該機能の利用を開始した日（IP通信網県間区間伝送機能第6欄についてはポート単位とします。）から起算して5年間とします。

5 協定事業者は、前項に規定する最低利用期間内にIP通信網県間区間伝送機能第6欄イ欄の利用を終了した場合は、別表3（違約金）に規定する額に、消費税相当額を加算した額を違約金として、当社が別に定める方法により支払うことを要します。

料金表

第1表 接続料金

第1 網使用料

1 適用

区分	内容
(1)～(2) (略)	(略)
(3) IP通信網県間区間伝送機能に係る料金の適用	<p>ア LANインタフェースにより10Gb/sの符号伝送が可能なものについては、当社は2（料金額）2-3第5欄又は第6欄に規定する料金については、協定事業者が利用するIP通信網終端装置のポートに応じた数を乗じて得た額を適用します。</p> <p>イ 2（料金額）2-3第6欄イ欄に規定する料金については、接続約款第5条（標準的な接続箇所）第1項の表中第7欄で接続する場合のうちIPoE方式で接続する場合であって、下記いずれかの相互接続点で接続する場合に適用します。</p> <p>(7) 接続対象地域を京都府とする大阪府内の相互接続点</p> <p>(イ) 接続対象地域を奈良県、滋賀県、和歌山県、石川県、福井県及び富</p>

第1章 総則

(用語の定義)

第3条 この約款においては、次表の左欄の用語はそれぞれ右欄の意味で使用します。

用語	意味
1-34 (略)	
35 削除	

(定額制の網使用料の支払義務)

第15条の2

1～3 (略)

4 削除

5 削除

料金表

第1表 接続料金

第1 網使用料

1 適用

区分	内容
(1)～(2) (略)	(略)
(3) IP通信網県間区間伝送機能に係る料金の適用	<p>ア LANインタフェースにより10Gb/sの符号伝送が可能なものについては、当社は2（料金額）2-3第5欄又は第6欄に規定する料金については、協定事業者が利用するIP通信網終端装置のポートに応じた数を乗じて得た額を適用します。</p> <p>イ 削除</p>

<p>山県とする兵庫県内の相互接続点</p> <p>(ウ) 接続対象地域を岐阜県、三重県及び静岡県とする愛知県内の相互接続点</p> <p>(エ) 接続対象地域を岡山県、山口県、鳥取県、島根県、愛媛県、香川県、徳島県及び高知県とする広島県内の相互接続点</p> <p>(オ) 接続対象地域を熊本県、鹿児島県、長崎県、大分県、佐賀県、宮崎県及び沖縄県とする福岡県内の相互接続点</p>

2 料金額

2-3 IP通信網県間区間伝送機能

区 分		単 位	料金額	備 考	
IP通信網県間区間伝送機能	(1)～(4) (略)	(略)	(略)	(略)	
	(5) LANインタフェースにより10Gb/sの符号伝送が可能なもの	1ポートごとの10Gb/sの符号伝送ごとに月額	3,540,000円	PPPoE方式及びIPoE方式により接続を行う事業者に適用します。	
	(6) LANインタフェースにより100Gb/sの符号伝送が可能なもの	ア 大阪府内の設置場所において接続する場合（接続対象地域は西日本全域とします。）	1ポートごとの100Gb/sの符号伝送ごとに月額	9,210,000円	IPoE方式により接続を行う事業者に適用します。
	イ ア以外の場合	(ア) (イ)以外の場合	1ポートごとの100Gb/sの符号伝送ごとに月額	9,210,000円	
	(イ) 最低利用期間を適用する場合	1ポートごとの100Gb/sの符号伝送ごとに月額	8,290,000円		

2 料金額

2-3 IP通信網県間区間伝送機能

区 分		単 位	料金額	備 考
IP通信網県間区間伝送機能	(1)～(4) (略)	(略)	(略)	(略)
	(5) LANインタフェースにより10Gb/sの符号伝送が可能なもの	1ポートごとの10Gb/sの符号伝送ごとに月額	3,540,000円	PPPoE方式により接続を行う事業者に適用します。
	(6) 削除	—	—	—

別表3 違約金

1 適用

区 分	内 容
(1) 違約金の適用対象	違約金は、2（違約金の額）に掲げる費用に適用します。

2 違約金の額

区 分	違約金の額
協定事業者が、第15条の2（定額制の網使用料の支払い義務）第4項に規定する、2-3 IP通信網県間区間伝送機能第6欄イ（イ）欄の利用を開始した日から5年を経過する日までに、接続を終了した場合の違約金	利用を終了した日から、利用を開始して5年を経過する日までの期間の2料金表第1表（接続料金）第1（網使用料）2-3第6欄イ（イ）欄に係る料金に相当する額

別表3 削除

附 則（令和5年7月31日相制第15550000076号）

（実施時期）

1 この改正規定は、令和5年6月16日に遡って実施します。

（IP通信網県間区間伝送機能に係る経過措置）

2 協定事業者が令和5年6月1日から令和5年6月15日までの間に料金表第1表（接続料金）第1（網使用料）2（料金額）2-3（IP通信網県間区間伝送機能）第5欄（IPoE方式により接続を行う場合に限ります。）及び第6欄の機能並びに2-4（IP通信網県間区間管理機能）（IPoE方式により接続を行う場合に当該機能を適用するときに限ります。）を利用した場合に適用する料金は、第15条の2（定額制の網使用料の支払い義務）第1項の規定にかかわらず、2-3第5欄若しくは第6欄イ欄又は2-4に規定する料金額にそれぞれ2分の1を乗じて得た額とします。ただし、当該事業者が令和5年6月1日から6月30日までの間に当社との接続を終了する場合は、なお従前のとおり取り扱うものとします。

（違約金の適用に係る措置）

3 協定事業者が、2-3（IP通信網県間区間伝送機能）第6欄イ（イ）欄の利用を開始した日から接続を終了する日までの期間が5年未満の場合であって、令和5年6月15日までに当社との接続を終了するときに適用する違約金は、なお従前のとおりとします。